三　法第七条第一項の規定に基づく補助事業等の経費の配分の変更の承認、補助事業等の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認及び補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合に限る。）又は補助事業等の遂行が困難となった場合における指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理、審査及び必要に応じて行う現地調査等

四　法第七条第一項の規定に基づく補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合を除く。）における指示に関する事務

五　法第七条第二項の規定に基づく補助金等の全部又は一部に相当する金額の納付命令

六　法第八条の規定に基づく補助金等の交付の決定の通知

七　法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付申請の取下げの受理

八　法第十二条の規定に基づく補助事業等遂行状況報告の受理

九　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行命令

十　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令

十一　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく実績報告の受理

十二　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知

十三　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令

十四　法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令

十五　法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等

○内閣府告示第十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

都道府県の知事は、内閣府本府所管の補助金等のうち、地域子供の未来応援交付金（当該都道府県内の市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）に交付するものに限る。）について、次に掲げる事務を行う。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による交付申請書の受理

二　法第七条第一項の規定による補助事業等の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認及び補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理

三　法第八条の規定による決定の通知に係る書類等の送付

四　法第九条第一項の規定による交付申請の取下げの受理

五　法第十二条の規定による状況報告の受理

六　法第十四条の規定による実績報告の受理

七　法第十五条の規定による額の確定通知に係る書類等の送付

八　法第十八条第一項及び第二項の規定による補助事業等の返還命令の通知に係る書類等の送付

○法務省告示第七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十二日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社フクトモ	兵庫県伊丹市森本九丁目二十六番地	塗装

○外務省告示第三十三号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十八年二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

中華人民共和国大使館周辺地域	
期　間	平成二十八年二月二十三日から平成二十九年二月二十二日まで
地　域	東京都港区　西麻布三丁目　元麻布二丁目　元麻布三丁目　南麻布五丁目（二番から十六番まで）　側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道霞が関渋谷線（六本木通り）及び都道北品川四谷線（外苑西通り）の部分を除く。

○外務省告示第三十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十八年二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

アメリカ合衆国大使館周辺地域	
期　間	平成二十八年二月二十四日から平成二十九年二月二十三日まで
地　域	東京都港区　赤坂一丁目　赤坂二丁目（二番から四番まで、八番から十二番まで及び十五番から二十三番まで）　虎ノ門二丁目　虎ノ門三丁目（一番から七番まで）　虎ノ門四丁目（一番及び二番）　六本木一丁目（一番から三番まで及び十番）　側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点

○厚生労働省告示第二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1に次のように加える。

1117　ペパリン使用血管用ステントグラフト

1118　ペパリン使用中心循環系ステントグラフト

1119　輸液支持型角膜形状異常用コンタクトレンズ

1120　電気刺激治療装置用パラメータ選択プログラム

○厚生労働省告示第二十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文中「1107及び1116」を「1107、1116及び1118」に改める。